

明石市立保育所等における紙おむつ・おしり拭きの定額制サービス
仕様書等に関する質問回答

2025年（令和7年）1月29日

No.	区分	質問及び回答	資料名及び ページ番号
1	質問	「3 参加資格」の「(5) 公告日において納期限が到来している明石市税を参加申請書等の受付終了日の前日までに完納していること」との記載について、明石市に納める税金が発生している事業者のみ参加資格があるという認識になるのでしょうか。	応募案内 3（5）
	回答	業者決定後、当該業者に係る明石市税の滞納の有無を本市税務部門に確認いたします。この確認においては、明石市税について法人税等すべての税目が審査の対象となり、滞納があった場合、業者決定は取り消されることとなります。したがって、明石市税に滞納がある場合、参加資格はありません。	
2	質問	「2 導入するサービスの概要」の「(4) 実施期間 2025年5月1日～2028年3月31日まで（予定）」とありますが、契約期間内に事業を別会社へ移管した場合に移管先の会社で再契約をすることは可能でしょうか。	応募案内 2（4）
	回答	保護者や保育施設の登録・利用手続き等に影響が及ばない事業移管であれば、協議に応じることは可能と考えます。	